

ずっと固定金利の安心

【フラット35】で 質の高い住宅取得を応援！

2022年4月以降、【フラット35】が変わります。

1【フラット35】維持保全型がはじまります。

(2022年4月以降適合証明書交付分から)

【フラット35】維持保全型とは、長期優良住宅、安心R住宅をはじめとした、維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

<長期優良住宅を取得する場合>

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型と 【フラット35】S(金利Aプラン)との併用で	当初5年間 6年目から10年目まで	年▲0.5% 年▲0.25%

【フラット35】維持保全型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用により、【フラット35】の借入金利を当初5年間は年0.5%、6年目から10年目は年0.25%、引き下げます。

2【フラット35】地域連携型(子育て支援)の 金利引下げ期間を拡大します。

(2022年4月以降融資実行分から)

住宅金融支援機構と連携している地方公共団体の子育て支援のための補助事業の利用とあわせて、【フラット35】の借入金利を当初10年間年0.25%引き下げます。

【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、【フラット35】の借入金利を引き下げる制度です。子育て支援以外の分野については、当初5年間、年0.25%引き下げます。

<対象となる事業の例>



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

【フラット35】について詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

2022年10月にも、【フラット35】S(ZEH)の開始、【フラット35】Sの基準見直し等、制度改正を予定しております。

2022年4月及び10月の改正事項の詳細はこちら



お電話でのお問合せ **0120-0860-35** ハロー フラット35 **通話無料**
(お客さまコールセンター)
お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金ががかかります。)

【借入れに当たっての注意事項】 ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】Sをご利用いただくためには、取得する住宅が一定の性能基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。●【フラット35】維持保全型は、2022年4月以降に適合証明書の交付を受けるものが対象となります。ただし、長期優良住宅又は安心R住宅の場合で、2022年3月以前に機構が定める技術基準に適合していることが確認でき、2022年4月以降に融資実行されるものは、【フラット35】維持保全型の対象となります。●【フラット35】維持保全型は【フラット35】Sのほか、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用することができます。ただし、【フラット35】リノベとの併用はできません。●【フラット35】維持保全型は新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません。)。●【フラット35】S、【フラット35】地域連携型、【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。